

# マンガでわかる

しょうがいしゃさべつかいしょほう

# 障害者差別解消法

しおうがい ひと たい さ べつ のぞ はいりよ  
～障害のある人に対する差別と望ましい配慮～



ちばけんけんこうふくしぶしょうがいしゃふくしすいしんか  
千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

# 障害者差別解消法って何?



# この法律には何が書いてあるの?



○不当な差別的取扱いって?・・・きちんとした理由もないのに、障害があるということで、サービスなどの提供を断ったり、制限したり、障害のない人にはない条件を付けたりすること。

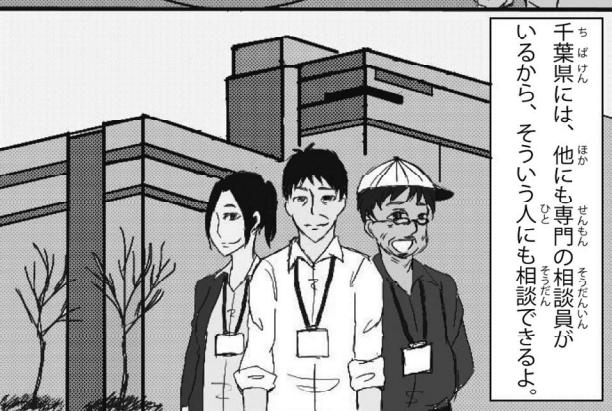
○合理的な配慮の提供って?・・・障害のある人から、手助けや心くばりをしてほしいと言われた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁をなくすために必要かつ合理的な取組をすること。

※ 会社など事業者の合理的配慮の義務化は、令和6年4月1日から施行された。

## この法律はどのようなものが対象になる？



## どこに相談すればいいの？



※ この法律では、行政機関等と事業者に対して差別の禁止を規定していますが、障害のある人に対する差別は、障害や障害のある人に対する皆さんひとりひとりの誤解や偏見が元になっていることが多いとされています。障害を理由とする差別がいまだ社会には存在していることを理解とともに、自分に何ができるのか皆さんひとりひとりが考えていくことも必要です。



もうどうけん ちようどうけん かいじょけん ほじょけん からだ  
盲導犬や聴導犬、介助犬といった補助犬は体の  
ふじゆう ひと からだ いちぶ 不自由な人の体の一部であり、ペットではあり  
ません。「犬だから」という理由で拒否せずに温  
かく見守ってください。



しうがい 障害があるからと言って断つたりするのではなく、まずその人がどのような人なのかをきちんと理解するようにしましょう。